

静岡市知的障害程度判定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、療育手帳の交付に関し、知的障害児又は知的障害者（以下「知的障害児（者）」という。）への福祉に係る措置が適切に行われるよう知的障害の程度の判定基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「知的障害」とは、知的機能の障害がおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障が生じているため、特別の援助を必要とする状態をいう。

(知的障害の程度の判定)

第3条 知的障害の程度の判定は、ウェクスラー式知能検査若しくはビネー式知能検査又はこれらに類する知能検査で算出される知能指数（以下「IQ」という。）等によることを基本とし、社会生活能力、介護度等を加味した上で総合的に判断する。この場合においては、必要に応じて判定補助指標（様式第1号）及び知的障害児（者）判定補助指標換算表（別表第1）を用いるものとする。

(知的障害の程度の区分)

第4条 知的障害の程度は、静岡市療育手帳制度実施要綱（平成17年4月1日施行）の規定に基づき、重度及びその他の2つに区分し、その区分を更に別表第2に掲げる障害程度により細分する。

(療育手帳の交付年齢の下限)

第5条 療育手帳の交付は、3歳以上の者に行うものとする。ただし、ダウン症候群等で明らかに将来的に知的障害となると医学的に診断され、現に言語発達遅滞等の精神遅滞が認められる児童にあっては、3歳未満であっても療育手帳を交付することができる。

(再判定時期)

第6条 知的障害の程度の再判定については、個々の状態を考慮した上で、原則として別表第3に定めるところにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず特に継続的な福祉に係る措置の必要性が高く、定期的な指導が必要であると認められる場合には、毎年、再判定を行うものとする。

3 障害の程度が変化しないと認められるものについては、再判定を行わないものとすることができる。

(発達期発症に関する認定)

第7条 知的障害児（者）又はその保護者が、静岡市療育手帳制度実施要綱第4条の規定に基

交付
再判定
申請書を提出するとき、手帳の交付を受けようとする知的障害児（者）

づき療育手帳

のうち、申請を受け付けた時の年齢が18歳以上の者（以下「本人」という。）について、出生から18歳到達までに知的障害があらわれていたこと（以下「発達期発症」という。）を確認するための調査方法及び認定基準は以下によるものとする。

（１）発達期発症の調査方法等

ア 調査方法

地域リハビリテーション推進センター（以下「センター」という。）は、本人又は保護者に対し、別表第４に掲げる資料を可能な範囲で提出するよう要請するとともに、必要に応じて関係機関へ照会することにより、本人の発達期発症に関する資料（以下「調査資料」という。）の収集に努める。

なお、関係機関への照会については、本人又は保護者から同意を得た上で行うものとする。

イ 聞き取り調査

センターは、アにより提出された調査資料から発達期発症の認定に不足がある場合、本人の発達期を知る隣人、学校担任、同級生又は民生委員等関係者について本人又は保護者から紹介を受け、当該者から本人の発達期に関する聞き取り調査を行う。なお、聞き取り調査は本人又は保護者から同意を得た上で行うものとする。

（２）発達期発症の認定基準

ア 調査資料による認定

センターは、（１）アによる調査の結果、本人の発達期発症に関する記録を確認できたときは、発達期発症を認定する。

イ 聞き取り調査による認定

センターは、（１）イによる聞き取り調査の結果、本人の発達期発症に関する証言を得られたときは、嘱託医又は職員（以下「嘱託医等」という。）に意見を求め、本人の発達期発症が認められる旨の所見がされた場合、発達期発症を認定する。

ウ 嘱託医等の判定による認定

センターは、（１）の調査により発達期発症が確認できないとき（聞き取り調査の対象者が親族だけのときを含む）は、IQ、社会生活能力、介護度及び主治医意見等を総合的に判断し、必要に応じて嘱託医等に意見を求め、審査票（様式第３号）により本人の発達期発

症が認められる旨の所見がなされた場合に、発達期発症を認定することができる。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年3月26日から施行する。

別表第2（第4条関係）

障 害 の 程 度 の 基 準

障 害 の 程 度			障 害 の 程 度 の 基 準
重 度 (A)	最重度	A 1	おおむね I Q 20以下である者
	重 度	A 2	おおむね I Q 21から35までである者
	重 度	A 3	おおむね I Q 36から50までであって重複障害（身体障害者手帳3級相当以上の障害を有し、日常的に著しく介護度の高い場合又はてんかんその他により日常的に著しく介護度の高い場合をいう。）を有するもの
そ の 他 (B)	中 度	B 1	おおむね I Q 36から50まで（A 3に該当する場合を除く。）である者
	軽 度	B 2	おおむね I Q 51から70までである者又は I Q 79以下である者であって、次のいずれかに該当し、療育手帳の交付について特に必要があると認められるもの（A 1からB 1までに該当するものを除く。） （1）学習障害等により知的バランスの崩れが著しいこと。 （2）社会生活能力の遅れ等により社会適応が困難であること。
	軽 度	B 3	I Q 89以下である者であって発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する自閉症、アスペルガー症候群、学習障害又は注意欠陥多動性障害をいう。）の診断を受けたもので診断書（様式第2号）を提出したもの（A 1からB 2までに該当するものを除く。）

（注） I Q の測定誤差は、＋－ 5 程度として区分又は細分をするものとする。ただし、 I Q 76 以上であると測定された者については、 I Q の測定誤差を考慮しないものとする。

別表第 3（第 6 条関係）

年齢	基本となる再判定の回数	備考
3 歳未満	1 年から 2 年に 1 回	
3 歳から 6 歳	2 年から 3 年に 1 回	5 歳前後の変化する時期及び就学前の時期においては、判定の必要性について確認すること。
7 歳から 20 歳	3 年から 5 年に 1 回	10 歳前後の変化する時期、中学進学前の時期、中学卒業後の進路検討の時期及び特別支援学校高等部卒業後の進路検討の時期においては、判定の必要性について確認すること。
20 歳以上	5 年から 10 年に 1 回	

別表第 4（第 7 条関係）

項目	資料
乳幼児期の記録	母子健康手帳
	お便り帳（こども園、保育所在籍時の行動観察記録等）
学歴の記録	成績表
	指導要録
	特別支援学級、特別支援学校の在籍証明書
	特別支援学級、特別支援学校の在籍が確認できるもの
福祉機関等の利用歴	行政機関への相談記録
	その他関係機関への利用歴
医療機関	小児科医又は精神科医の診断書、知能検査の結果等（発達期発症が確認できるもの）

（注）「特別支援学級」は従前の「特殊学級」、「特別支援学校」は従前の「養護学校」。

様式第2号（第3条関係）

診断書（療育手帳申請用）

ふりがな

氏 名：_____

生年月日：_____年 _____月 _____日（満 _____歳）

住 所：_____

診断名（ICD に準拠して記載してください）

・ _____（ICD コード：_____）
・ _____（ICD コード：_____）
・ _____（ICD コード：_____）

以下の情報については、判定の参考とするため詳しく記載してください。

＜発達歴および当時の行動特徴、現在の状況など＞

- ・ 乳児期から幼児期早期（1歳6箇月健康診査くらいまで）
例）視線が合わない、歩き始めや言葉の始まりの遅れなど

- ・ 幼児期
例）3歳児健康診査での指摘事項、保育園・幼稚園など集団場面での問題行動など

- ・ 児童・青年期（小・中・高校、大学、専門学校等）
例）学習上の問題、日常生活上の問題、対人面の問題など

- ・ 成人期
例）就労の状況、社会適応の状況など

- ・ その他特記事項
例）頭部外傷等の障害の原因となるできごとの有無など、参考となる事項

記載日：_____年 _____月 _____日

医療機関名・所在地

医師氏名

この用紙に書き切れない場合は別紙に記載の上、添付するこ